

徳島県告示第四百八十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年十一月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者	名 称	株式会社徳島共和 薬品
指定介護予防サービス事業を行う事業所	名 称	トマト調剤薬局宝田 店
サービスの種類	所 在 地	阿南市宝田町川原六 四
廃止の届出の受理日	種 類	介護予防居 宅療養管理 指導
廃 止 年月日	の 受 理 日	令和元年十月 七日
令和元年九月 三十日		